

まちからのお知らせ、生活に関する制度について

ホットライン



保健保健福祉課からのお知らせ

問保健福祉課 健康増進係 ☎476-1111(130)

◆第8回すこやか交流会のお知らせ ~8020 達成者および歯科優良児表彰式同時開催~

(日 時) 平成27年2月27日(金) 10時~14時

【場 所】 大崎町中央公民館

【対象者】 おおむね65歳以上の方ならどなたでも参加できます。

【内 容】 ①8020達成者および歯科優良児表彰式 10:00~10:40 ②開会のあいさつ 10:40~10:45

③認知症サポーター養成講座10:50~11:50④昼食『さつま汁とおにぎり』12:00~13:00

⑤寸劇『家族にカンパイ!』~乳がん奮闘記~ 13:00~13:30

⑥みんなで楽しく交流会 13:30~14:00



▲昨年の交流会の様子

【参加料】 無料

【持参品等】 飲み物、運動のできる服装や靴

【申込方法】 電話または F A X で下記までお申し込みください。

【申 込 先】 役場保健福祉課健康増進係

TEL: 476-1111 (内線130) FAX: 476-3979

【申込期限】 平成27年2月13日(金)



▲昨年の交流会の様子

◆不妊治療費助成制度のお知らせ

町では、不妊治療を受けているご夫婦に対して、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部助成を 行っています。

【対象となる治療】

健康保険の適用とならない体外受精および顕微授精(特定不妊治療)

【対象となる経費】

特定不妊治療(県から助成を受けている場合は、その分を差し引いた額)

【対象となる方】

- ①夫または妻が1年以上前から大崎町内に住所を有する戸籍上の夫婦
- ②夫および妻の前年(1月~5月までの申請にあっては、前々年)の所得の合計額が730万円未満の方
- ③特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に判断された方
- ④町税などを滞納していない方

【助成の額および期間】

1回の治療につき10万円以内、1年度あたり2回までで、通算5年間を限度に助成。 (※特定不妊治療が終了した日から、6か月以内の申請が必要です。)

- ◎指定医療機関など詳しくは、役場保健福祉課健康増進係までお問い合わせください。
- ◎県の助成制度もありますので、詳しくは志布志保健所(☎472-1021)へお問い合わせください。